年 間 行 事

名称、提唱日	趣旨
〇世界自閉症啓発デー	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉
4月2日	症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を 理解してもらう取組みが始まった。
〇発達障害啓発週間 4月2日~8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発活動を行う週間としている。
〇児童福祉週間 5月5日~11日	5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として、各種の啓発 事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童 を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っていく。
〇看護週間 5月11日~17日 看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女を問わずだれもが育むきっかけとする。
〇日本高血圧週間 5月9日~17日 日本高血圧の日 5月17日	高血圧の予防や適正管理について広く県民に啓発することにより、脳卒中 等の発症予防に寄与する。
〇民生委員・児童委員 活動強化週間 5月12日~18日 民生委員・児童委員の日 5月12日	民生委員・児童委員について地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、PR活動等を行う。
〇民生委員制度創設100 周年記念式典 5月18日	民生委員制度創設100周年の記念式典を開催し、県民に広く民生委員活動を周知する機会とする。
〇脳卒中週間 5月25日~31日	脳卒中は日本人の死因の3位であるが、現実には、脳卒中に関する知識が 乏しく、生活習慣の改善や危険因子の治療をきちんと受けていない状況が あります。そこで、脳卒中に関する知識を高め、理解を深めるため啓発活 動を行う。
〇禁煙週間 5月31日~6月6日 〇世界禁煙デー5月31日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
〇不正大麻・けし撲滅運動 5月~6月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これらの大麻・けしの 発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する 正しい知識の普及を図る。
〇水道週間 6月1日~7日	水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善 を図るとともに、水道の今後の発展に資する。
〇H I V検査普及週間 6月1日~7日	国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起しHIV検査の普及啓発を図る。
〇歯と口腔の健康週間 6月4日~10日	歯と口腔の健康に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、 歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及 び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健 康の保持増進に寄与することを目的とする。
○食育月間 6月1日~30日 ○食育の日 毎月19日	国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図る。 食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。

名称、提唱日	趣旨
〇「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動 6月20日~7月19日	国内おける薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の 薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲 滅デー」の周知を図ることにより、薬物乱用防止に資する。
〇愛の血液助け合い運動 7月1日~31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
〇夏期の食品衛生強化月間 7月1日~31日	食品の衛生的取り扱い、添加物の適正使用、食品及び添加物の適正な表示 の実施等について食品関係営業者等に対する監視指導の強化を図り、もっ て夏期における食中毒の発生防止と食品衛生の向上を図る。
〇青少年の非行・被害防止 全国強調月間 7月1日~31日	青少年の非行防止等について、県民が理解を深め、関係機関・団体と地域 住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境 への適切な対応を図る。
○肝臓週間 7月24日~7月30日 ○日本肝炎デー 7月28日	ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や 感染予防の推進を図る。
〇こっころフェスタ 7月~10月	地域全体で子育てを支援する機運情勢を図り、より多くの方に子育てしや すい島根を実感してもらうことを目的に、多世代参加型の子育て啓発イベ ントを開催する。
〇食品衛生月間 8月1日~31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に 関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故 の防止と衛生管理の向上を確保する。
〇がん征圧月間 9月1日~30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広くPRするため、関係機関と連携 してがん予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。
〇健康増進普及月間 9月1日~30日	生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性 についての理解を深め、健康づくりの実践を促進するための啓発を行う。
〇障害者雇用促進月間 9月1日~30日	広く国民に対して障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを 目的に、国及び県等において啓発活動を行い、障がい者雇用の気運を醸成 するとともに、障がい者の職業的自立を支援する。
〇自死予防週間 9月10日~16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が自殺対策基本法において定めた週間。命の大切さや、自死予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
〇老人週間 9月15日~21日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人 に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
〇動物愛護週間 9月20日~26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
〇結核予防週間 9月24日~30日	結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。
〇がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 10月1日~31日	がん対策基本法で目標に掲げる「がん検診受診率50%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
〇里親を求める運動 10月1日~31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。

名称、提唱日	趣旨
〇臓器移植普及推進月間 10月1日~31日	臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行う。
〇骨髄バンク推進月間 10月1日~31日	骨髄移植等の進展には骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意の骨髄等提供希望者の登録を促進することが緊要であるため、「骨髄バンク推進月間」を実施し、広く国民に対して正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等提供希望者として登録するよう呼びかけを行い、骨髄等移植対策の推進を図る。
〇麻薬・覚醒剤乱用防止運 動 10月1日~11月30日	麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一 人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図 る。
〇薬と健康の週間 10月17日~23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させること により、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。
〇精神保健福祉普及運動週間 国の指定する期間 (H28実績 10/10~10/16)	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。
〇世界脳卒中デー 10月29日	脳卒中は予防が可能であり治療も可能な、重篤な疾患です。毎年、脳卒中 問題への関心を高める。
〇介護の日 11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。
〇アルコール関連問題啓発 週間 11月10日~16日	国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的として啓発活動を行う。
〇子供・若者育成支援強調 月間 11月1日~30日	子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。
O「しまニッコ!(スマイ ル声かけ)県民運動」強 調月間 11月1日~30日	大人と子ども、大人同士、子ども同士が、笑顔で声をかけ合うことで、ふれあいの力を培い、絆を深め合って生きるために、この運動を全県的に推進する。
〇乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間 11月1日~30日	乳幼児突然死症候群 (SIDS) とは,何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳幼児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対策が強く求められている。 12月以降の冬季に乳幼児突然死症候群 (SIDS) が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるために、11月に対策強化に取り組む。
〇児童虐待防止推進月間 11月1日~30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。

名称、提唱日	趣旨
〇女性に対する暴力をなく す運動 11月12日~25日	11月25日は国連が指定した「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、 内閣府等の主唱によりこの日を含む2週間を運動期間としている。関係機 関・団体が連携して、女性の人権を著しく侵害するDV、性犯罪、ストー カー等の女性に対するあらゆる暴力の撲滅と女性の人権尊重のための社会 的意識啓発や教育等の取り組みを推進する。
○糖尿病週間 11月14日~20日 ○世界糖尿病デー 11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー(11月14日)を含む月曜日から日曜日 までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運 動を推進している。
〇年末の食品衛生強化月間 12月1日~31日	年末における食品の衛生的な取り扱いや、調理従事者の健康管理の状況などについて、食品関係営業者等に対し監視指導することにより、ノロウイルスなどをはじめとする食中毒の発生防止を図る。また、食品の流通量が増加することから、食品及び添加物の適正な表示の実施等について食品関係営業者等に対する監視指導を強化することにより、食品等の表示の信頼性を確保する。
〇世界エイズデー 12月1日	12月1日は国連が定めた「世界エイズデー」であり、エイズに関する啓発活動などを実施する。
〇国際障害者デー 12月3日	障がい者問題への理解促進、障がい者が人間らしい生活を送る権利とその 補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障 害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総 会で宣言された。
〇障害者週間 12月3日~9日	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第9条に明記されている。
Oはたちの献血キャンペー ン 1月1日~2月28日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図る。
〇自死対策強化月間 3月1日~31日	自殺対策基本法において、3月が自殺対策強化月間と定められた。様々な機関や団体と連携して啓発活動を推進し、また当事者が必要な支援が受けられるよう支援策を重点的に実施する。
〇世界腎臓デー 毎年3月第2木曜日	腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取組として、医師や コメディカル、患者や患者家族が主体となって啓発活動を盛り上げる。
〇しまね家庭の日 毎月第3日曜日	「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場である。しかし、都市化、情報化の進展など社会環境が変化する中で、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化している。このため、家庭が担う役割の重要性を再認識し、家族の絆を強め、青少年の健やかな育成を基本として運動を推進する。